## 街区の角等にある敷地の指定

## 浜松市建築基準法施行細則 第19条

- (1) 二つの道路に接し、その内角が120度以内である角地
- (2) 二つの道路にはさまれた敷地
- (3) 公園、広場、水面その他これらに類するものに接する敷地

## ※建築基準法第42条で規定する道路

- ・法42条第2項の道路についても対象
- ・隅切りの有無は不問



